

# アフリカ広域知的所有権機関 (A R I P O) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	……………	附属書 A P. I
委 任 状	……………	附属書 A P. II

略語のリスト

国内官庁：アフリカ広域知的所有権機関（A R I P O）

HP： アフリカ広域知的所有権機関（A R I P O）の枠組内の特許及び意匠に関する議定書  
（ハラレ議定書）

HR： ハラレ議定書施行規則

H A I： ハラレ議定書施行規則に基づく実施細則

指定 (又は選択) 官庁 A P	アフリカ広域知的所有権機関 (A R I P O) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 A P
---------------------	---	------------

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間 : 優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間 : 優先日から31箇月
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	英 語
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合 : 明細書・請求の範囲 (補正された場合には, 補正されたもののみ) ・図面の中の説明・要約  PCT第39条(1)に基づく場合 : 明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約 (それらのいずれかが補正された場合には, 国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ)
国際出願の写しを要求されるか?	される
国内手数料	通貨 : 米国・ドル (USD)  特許 : 出願手数料 <sup>2</sup> －オンライン……………USD 232 －紙形式……………USD 290 指定手数料……………国ごとに USD 85 第1年分の年金 <sup>3</sup> ……………USD 50 第2年分の年金 <sup>3</sup> ……………USD 70 第3年分の年金 <sup>3</sup> ……………USD 90  実用新案 : 出願手数料 －オンライン……………USD 80 －紙形式……………USD 100 指定手数料……………国ごとに USD 20 第1年分の維持手数料……………USD 20 第2年分の維持手数料……………USD 25 第3年分の維持手数料……………USD 30
国内手数料の免除, 減額又は払戻し	国際出願について国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された場合, 調査手数料又は審査手数料は不要

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から21日以内に支払わなければならない。
- 3 この手数料の支払に適用される期限については国内官庁に確認されたい。

A P	アフリカ広域知的所有権機関 (A R I P O) (続き)	A P
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>4</sup>	出願人がA R I P O締約国内に居住していない場合には、代理人の選任  出願人が同一でない場合には、優先権の譲渡証書 <sup>5</sup>	
誰が代理人として行為できるか？	A R I P O締約国の国内官庁に対して出願人の代理が認められた代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

## 国内段階の手続

### AP. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

HR 11  
21  
23(2)(b)

### AP. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AP. I に概説されている。

HP Sec. 3(3)

### AP. 03 審査

HR 18

HAI 48-50

国内官庁は特許出願の実体審査を行うか、又はそのための手配を行う。国際出願日から3年以内に審査請求を行わなければならない。請求は附属書AP. I に示す手数料の支払を条件とする。所定の期間内に審査請求が行われなければ出願は失効する。

HR 10(2)

23(2)(c)

HAI 19

### AP. 04 委任状

出願人がARIPO同盟国の居住者でない場合、委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書AP. II に示されている。国内段階移行時に提出されない場合には、この期間満了後2箇月以内に提出しなくてはならない。

PCT Art. 28

41

HP Sec. 3(10)(g)  
5ter

HR 21ter

HAI 27

### AP. 05 出願の補正及びその時期

出願人は国際出願の明細書、請求の範囲及び図面を補正又は補充することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。出願人は国際出願の手続中及び付与後に自発的な補正が可能である。この補正は附属書AP. I に示す手数料の支払を条件とする。

HR 18(3)

HAI 27

50

AP. 06 国内官庁は、国際調査報告及び国際予備審査報告を考慮して特許性要件が満たされていないと決定した場合、その旨を出願人に通知し、意見書を提出するよう求めるとともに、必要な場合、再検討をを求める請求とともに出願に対する補正書を提出するよう求める。意見書及び補正書の提出には2箇月以上で6箇月を超えない期間が与えられる。

HP Sec. 3(8)

HR 19

HAI 54

### AP. 07 出願変更

AP.06に規定された再検討の請求に関わらず、国内官庁が特許出願を拒絶した場合、出願人は再検討請求の拒絶の日から3箇月以内に指定した同盟国において当該同盟国の国内法に従う出願として処理されることを請求することができる。この請求は国内特許の付与手続が求められる指定同盟国を指定し、指定国の数と同じ部数に国内官庁用の1部を足した部数のコピーを提出しなくてはならない。国内官庁は請求受領後2週間以内に、すべての関連文書を出願人に指定された同盟国の国内官庁に送付する。ARIPO出願の国内出願への変更には附属書AP. I に示されている手数料を支払う必要がある。

HP Sec. 3(11)

3bis(6)(ii)

HR 21

23(2)(b)

HAI 58

59

### AP. 08 年金

各年度の年金は国際出願日の各年の応当日の前日までに支払う。国内官庁は年金の支払が必要となる日の遅くとも1箇月前までに年金支払について出願人に催促状を送付する。割増料（額については附属書AP. I を参照）を支払うことにより、支払期日後6箇月以内であれば年金を支払うことができる。国際段階の係属中に支払期日となる年金は国内段階移行期間が満了するまでその支払をする必要はない。

HR HAI	23(2)(b) 38(3)	<p><b>AP. 09 ARIPO 指定手数料</b></p> <p>出願人は（附属書AP. I に記載された）ARIPO 指定手数料を支払わなければならない、この支払は手数料支払時国際出願でARIPO 特許保護が求められている同盟国に対し国ごとに行われるものとされている。ARIPO 指定手数料がARIPO 特許を求めるため指定したすべての同盟国に対し支払われていない場合、出願人は指定手数料が支払われる国を明示しなくてはならない。支払われている指定手数料の額が出願で指定されたすべての国の指定手数料を賄うに足りない場合、支払済の額はこれにより該当する範囲において指定が行われた国順に適用される。指定手数料の全額を後払する場合には、附属書AP. I に示されている割増料の支払を条件に認められる。</p>
PCT Art. PCT Rule HP Sec.	25 51 3(4)	<p><b>AP. 10 PCT 第25条の規定に基づく検査</b></p> <p>関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT 第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局による過失を否定する場合には、この決定に対する審判を国内官庁に請求することができる。</p>
PCT Art. PCT Rule HAI	24(2) 48(2) 82bis 13	<p><b>AP. 11 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容</b></p> <p>国内段階6.022から6.027項を参照。長官の裁量に基づき、出願人は規則及び実施細則に定められた期間の延長が認められることもある。この期間延長は既に満了している期間についても認められる場合もある。</p>
HP Sec.	5bis	<p><b>AP. 12 出願人が状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、国内官庁に対する期間を遵守できず、いずれかの権利を喪失した場合には、権利回復を請求することができる。権利回復は、不履行の理由が解消した後2箇月以内であって遅くとも遵守すべきであった期間の終了日から1年以内に請求しなければならない。同期間内に不履行の行為を遂行し、回復手数料（附属書AP. I を参照）を支払い、請求において基礎となる理由及び依拠する事実を述べなければならない。優先権主張の期間に権利回復は適用されない。</b></p>
PCT Rule	49bis.1 (a),(b) 76.5	<p><b>AP. 13 実用新案</b></p> <p>国際出願に関して、出願人がARIPOにおいて、国際出願に基づき、</p> <p>(i) 特許に代えて、又は</p> <p>(ii) 特許に追加して、</p> <p>実用新案登録の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。</p> <p><b>AP. 14 国際出願が特許に代えて実用新案を求めるものである場合の要件は基本的に特許のものと同一である。ただし、PCT 第22条又はPCT 第39条(1)に基づき国内段階へ移行するために適用される期間は33箇月となり、実用新案の保護期間は国際出願日から10年となる。</b></p> <p><b>AP. 15 国際出願が実用新案及び特許の両方を求めるものである場合、出願人は国内段階へ移行するために適用される期間内に次の要件を満たさなければならない。</b></p> <p>(i) 国内段階移行から21日以内に、特許及び実用新案それぞれについて出願手数料を支払う。</p> <p>(ii) 国際出願が英語によるものでない場合には、明細書及び少なくとも1つの請求の範囲を含む英語による翻訳文2通を提出する。</p> <p><b>AP. 16 出願変更</b></p> <p>特許を求める国際出願を実用新案出願に変更することができ、その反対も可能である。特許出願から実用新案出願への変更は、国内段階へ移行した日から60日以内に行わなければならない。ただし出願人は、出願変更のための60日の期間が満了した後であっても、その特許出願の実体審査がまだ行われていない限り、ARIPO長官に変更申請をすることができる。変更請求には手数料を支払わなければならない（附属書AP. I を参照）。</p>

## 手 数 料

(通貨：米国・ドル)

### 特 許

次を含む国内手数料：

－基本手数料（出願手数料）	
－オンライン出願	232
－紙形式による出願	290
－ARIPO締約国指定手数料，指定国ごとに	85
調査手数料（国際調査報告が提出されなかった場合のみ）	300
審査手数料	300
公開手数料	350
－30頁を超える追加頁ごとの追加手数料	20
－10頁を超える追加請求の範囲ごとの追加手数料	50
付与手数料	350
ARIPO特許出願又は付与特許の認証謄本	100
－追加1頁につき	5
譲渡，移転，補正等の登録手数料	100
ARIPO特許出願を国内出願へ変更する手数料	100
ARIPO特許出願をARIPO実用新案出願へ変更する手数料	100
権利回復手数料	100
指定国ごとの年金（国際出願日の各年の応当日に支払う）：	
－1年目の応当日	50
－2年目の応当日	70
－3年目の応当日	90
－4年目の応当日	110
－5年目の応当日	130
－6年目の応当日	150
－7年目の応当日	170
－8年目の応当日	190
－9年目の応当日	210
－10年目の応当日	230
－11年目の応当日	250
－12年目の応当日	270
－13年目の応当日	290
－14年目の応当日	310
－15年目の応当日	330
－16年目の応当日	380
－17年目の応当日	430
－18年目の応当日	480
－19年目の応当日	530
－20年目の応当日	580
年金遅延支払の割増料	100
－年金未払の各月又はその端数につき	50

誤記訂正：	
－最初の誤記	50
－2つ目以降の誤記	20
出願手続き中の自発補正	200
付与後の自発補正	300
登録簿の閲覧	10
登録簿又は一件書類からの抄本請求，1頁につき	5
要約の作成	100
延長請求	50

### 実用新案

次を含む国内手数料：

－基本手数料（出願手数料）	
－オンライン出願	80
－紙形式による出願	100
－ARIPO加盟国指定手数料，指定国ごとに	20
登録及び公開手数料	50
ARIPO実用新案出願の認証謄本，1頁につき	2
－10頁を超える頁ごとに	1
譲渡，移転，補正等の登録料	30
－10頁を超える頁ごとに	1
ARIPO実用新案出願を国内出願へ変更する請求手数料	300
指定国ごとの維持手数料：	
－1年目	20
－2年目	25
－3年目	30
－4年目	35
－5年目	40
－6年目	45
－7年目	50
－8年目から10年目まで，各年につき	10
維持手数料遅延支払の割増料	30
－維持手数料未払の各月又はその端数につき	5

### 手数料の支払方法

ARIPO事務局に対する手数料は米国・ドル建てで支払わなければならない。支払には出願番号（判明している場合には国内出願番号，国内出願番号がまだ判明していない場合には国際出願番号）を表示しなければならない。手数料は銀行小切手又は電信送金で支払うことができる。



## AFRICAN REGIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (ARIPO)

ARIPO Form No. 4 HARARE PROTOCOL  APPOINTMENT OF REPRESENTATIVE (POWER OF ATTORNEY) (Rule 10(2); Instruction 19)  To:* Director General ARIPO Office P.O. Box 4228 Harare Zimbabwe	For Official Use  Received on:   Applicant's or Representative's File Reference: <input type="text"/>
I/We, the undersigned;  Name: <input type="text"/> Address: <input type="text"/> hereby appoint (name): <input type="text"/> address: <input type="text"/> Telephone # <input type="text"/> Mobile # <input type="text"/> E-mail <input type="text"/> Fax # <input type="text"/> to act as my/our representative in all proceedings relating to: <input type="checkbox"/> Application for grant of patent and any patent granted pursuant thereto** ( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> Application for registration of utility model*** ( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> Application for registration of industrial design and any registration effected pursuant thereto**** ( <input type="text"/> ) <input type="checkbox"/> Other (specify) <input type="text"/> and ratify all acts done by the representative on my/our behalf in connection with that (those) matter(s), and request that all notices, requisitions and communications relating thereto be sent to the said representative at his address. Any previous appointment in respect of the same matter(s) is hereby revoked.	
XI. SIGNATURE(S)***** <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> Date	

\* If filed together with the request Form, indicate name and address of receiving Office; if filed subsequently, indicate ARIPO Office and its address.

\*\* Indicate title of invention and application number, if known.

\*\*\* Indicate title of the utility model.

\*\*\*\* Indicate title (if any) of industrial design and application number, if known.

\*\*\*\*\* Must be signed by the person(s) appointing the representative; type name(s) under signature(s).